

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜谷福祉会が開設する居宅介護支援事業所さくらさく(以下、「さくらさく」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能か限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、且つ、効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、神戸市及び三木市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生労働省令第38号、平成11年3月31日付)第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所さくらさく
- (2) 所在地 兵庫県神戸市西区月が丘1丁目41番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名(介護支援専門員兼務)
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 介護支援専門員 : 1名以上(常勤1名は管理者兼務)
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス、又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 通常月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所 : 事業所の相談室
 - (2) 使用する課題分析票の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 : 事業所の多目的室
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 1か月に1回
- 3 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 4 利用者の選択により第7条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の実費(自動車利用の場合は、5kmまでは、3,000円、1kmを増すごとに300円)の支払いを利用者から受けることができるものとする。
- 5 その他の費用の徴収が必要となった場合には、その都度協議して利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。
- 6 前項の費用の支払いを受けた場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、神戸市全域及び三木市内とする。

(介護予防支援事業、又は第1号介護予防支援事業受託)

第8条 介護予防支援業務、又は第1号介護予防支援業務の一部を地域包括支援センターから受託し、以下のとおりの業務を行う。

- (1) アセスメント
- (2) サービス原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) サービス計画書の交付・説明
- (5) サービス提供の連絡
- (6) モニタリング
- (7) 評価
- (8) 給付管理業務
- (9) その他、委託先の指示する事項に関すること

(その他運営に関する留意事項)

第9条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 : 年2回

2 従事者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 さくらさくは、利用者に対する居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

5 さくらさくは、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービス内容、利用者等の情報を適正に利用、又は家族に対して提供するものとする。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であることや、当事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由をもとめることが可能であることを説明する。

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図り、利用者に関し前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与(以下、訪問介護等という)の各サービスの利用割合及び、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の割合等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合(以下、訪問介護等の割合等)の訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し説明を行う。

6 事業所は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連携をとり、利用者の疾患に対する対応を円滑にする。

7 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について、24時間連絡がとれる体制を確保し、且つ、必要に応じて、居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者、又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し、利用者への支援を行う。

8 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とし、又、地域において、他法人が運営する居宅介護支援事業所への支援を行うなど、地域のケアマネジメント機能を向上させるように取組む。

9 従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じる。

10 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施する。

11 高齢者虐待防止の推進として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等の対策をとる。

虐待等を早期発見できるよう、虐待等に対する相談体制や、神戸市の通報窓口の周知を図る。また、虐待が発生した場合には速やかに神戸市の窓口に通報する。

また、身体拘束の適正化について、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

身体拘束を行う場合はその態様、時間利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していきます。

12 サービス提供中に契約者に緊急の事態が発生した場合、契約者の主治医に連絡するとともに、必要な対応を行う。その際、予め指定する連絡先にも連絡する。

13 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人桜谷福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。